

地方独立行政法人京都市立病院機構中期目標（案）に関する

市民意見募集

「京都市立病院」及び「京都市立京北病院」は、迅速な意思決定による自律的かつ弾力的な経営を行い、医療を取り巻く環境に迅速かつ柔軟に対応していくため、平成23年4月に地方独立行政法人化され、「地方独立行政法人京都市立病院機構」となりました。

地方独立行政法人法第25条第1項に基づき、京都市長は、一定の期間内（中期目標期間）に、京都市立病院機構が果たすべき役割や達成すべき業務運営に係る目標などを概括的に定め、業務運営の指針となる「中期目標」を京都市立病院機構に指示することとされています。

今般、平成31年度からの第3期中期目標期間を迎えるに当たり、第2期中期目標期間中に積み重ねた成果をいかし、市民のいのちと健康を支える自治体病院として求められる高度医療が提供されるよう、京都市立病院機構評価委員会における意見聴取を経て、次期中期目標（案）を取りまとめましたので、市民の皆様の御意見を募集します。

▼ **募集期間** 平成30年8月29日（水）～平成30年9月28日（金）

▼ **御意見の提出方法**

- 提出先：京都市保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課
- 提出方法：下記のいずれかの方法により、提出してください。

① 市民意見募集ホームページ（専用フォーム入力）

<http://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/hokenfukushi/0000240933.html>

② 別紙の様式（他の様式でも可）

- ・ 郵送 〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地 京都朝日ビル6階
京都市保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課 ※ 当日消印有効
- ・ FAX 075-213-2997
- ・ 電子メール imushinsa@city.kyoto.lg.jp

▼ **問合せ先** 京都市保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課

TEL 075-213-2983, FAX 075-213-2997（担当：荒木・張本）



健康長寿のまち・京都



市民による自治120年



発行 保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課

発行月 平成30年8月 京都市印刷物 第303093号



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収などへ！

市長が地方独立行政法人に指示する「中期目標」とは？

地方独立行政法人（市立病院機構）の設立団体の長（京都市長）が評価委員会の意見を聴いたうえで、市会の議決を得て定める法人の業務運営の基本指針です。**中期目標においては、法人の役割並びに法人が対応・提供及び充実・推進すべき事項等（法人に示す業務運営の指針）を概括的に定めます。**

中期目標に記載すべき事項は、地方独立行政法人法により次のとおり定められています。

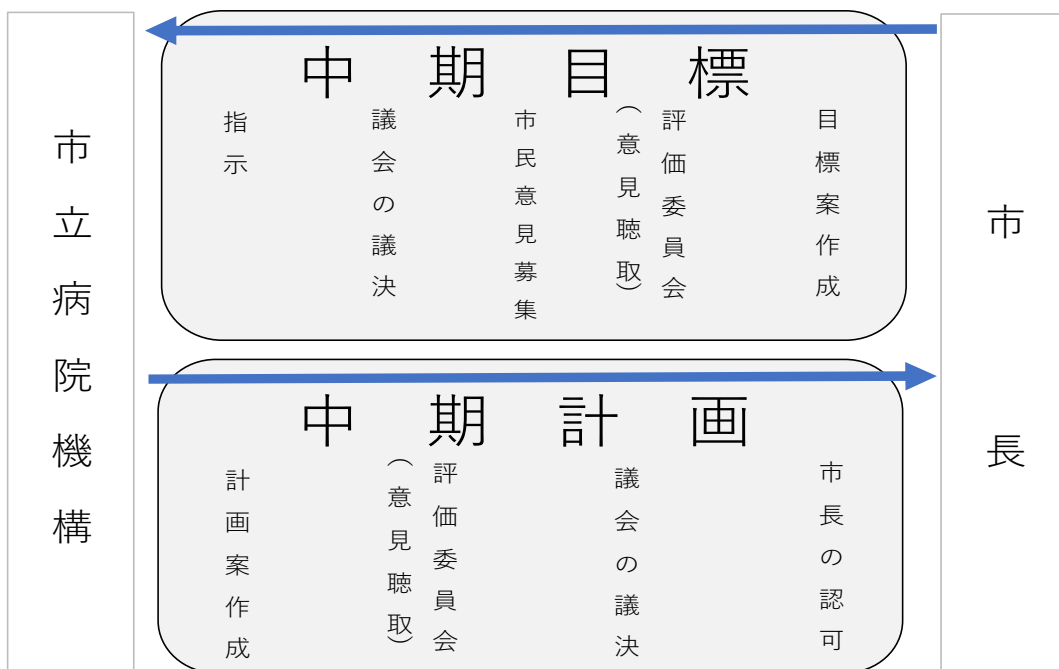
- ① 中期目標の期間（3年～5年）
- ② 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- ③ 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- ④ 財務内容の改善に関する事項
- ⑤ その他業務運営に関する重要事項

中期目標による指示は法人業務にどう反映されるの？

法人においては、市長から指示された中期目標を達成するための具体的計画として、「中期計画」を作成します。法人は、自ら定めた計画に従い、自主性・自律性をもって業務を実施します。

この中期計画には、市長の認可が必要です。市長は、評価委員会の意見を聴いたうえで、市会の議決を得て認可します。

中期目標及び中期計画の策定の流れ



○ 地方独立行政法人京都市立病院機構中期目標（案）の概要

※ 今回（第3期）から新規・充実する部分をゴシックで表記しています。

項 目	内 容
前 文	<p>1 第2期中期目標期間の総括</p> <p>(1) 京都市立病院（以下「市立病院」という。）及び京都市立京北病院（以下「京北病院」という。）は、平成23年4月に地方独立行政法人化され、医師・看護師等の人材確保や高度な医療の提供に必要とされる設備・機器の導入等を積極的に行うなど、人事や財務運営の面において迅速性・柔軟性・効率性を高め、独法化の効果をいかすことで、市民のいのちと健康を守る自治体病院としての使命を果たせるよう取り組んできた。</p> <p>(2) 第2期中期目標期間において、市立病院では、第1期中期目標期間中に整備された組織基盤と医療機能を活用し、手術支援ロボット「ダヴィンチ」を用いた腹腔鏡下胃切除術の先進医療認定、ゴールデンウィークや年末年始等の長期休暇期間の一部開院（外来化学療法、放射線治療等）や診療時間の拡大など、より多くの患者ニーズに応える取組を進めた。さらに、手術前から手術後までの周術期の医療の質向上を図るため、「周術期統括部」を設置し、患者の状態に応じて多職種で連携する切れ目のない医療に取り組んでいる。</p> <p>(3) 京北病院では、在宅療養支援病院の施設認定取得や地域包括ケア病床の開設、市立病院医師派遣による皮膚科等の専門診療科の開設、積極的な訪問診療・訪問看護の提供など、地域の患者のニーズに応える取組を進めた。</p> <p>(4) 法人の一体的運営の推進に向けては、総合情報システムの更新による市立病院と京北病院の情報ネットワークの一体化や両病院を結ぶ患者送迎便の運行、両病院間での人事異動などに取り組んだ。</p> <p>2 京都府における医療を取り巻く情勢</p> <p>京都府では、団塊の世代が後期高齢者となり、超高齢社会を迎える2025年（平成37年）における、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するため、地域医療構想を含めた京都府地域包括ケア構想（地域医療ビジョン）が策定され、構想区域ごとにおける居宅・介護施設等で提供される医療の必要量の推計値や病院・診療所の医療需要に対する提供体制の目標値、地域包括ケアシステムの推進などの主な取組が示されている。</p>

	<p>3 第3期中期目標策定の方針</p> <p>(1) 地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「機構」という。）の理念の下、第1期及び第2期中期目標期間中に積み重ねた成果をいかし、市民のいのちと健康を支える最後の砦となる自治体病院として、必要な医療が提供されるよう、第3期中期目標を定める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(京都市立病院機構理念)</p> <p>京都市立病院機構は</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民のいのちと健康を守ります ○ 患者中心の最適な医療を提供します ○ 地域と一体となって健康長寿のまちづくりに貢献します </div> <p>(2) 市立病院においては、救急医療、感染症医療、災害対策等の政策医療をはじめ、独法化以後整備し、充実した医療機能を活用し、地域の中核となる基幹的医療機関としての役割を果たすとともに、急性期治療から在宅医療につなげるために、在宅医療等を担う地域の医療機関等との連携を強化する。</p> <p>(3) 京北病院においては、市立病院との一体的運営の下に、在宅医療機能を発揮するなど、引き続き、地域に根差した医療機関としての役割を果たすとともに、京北病院の機能強化の検討を行う。</p> <p>(4) 機構においては、医療を取り巻く情勢などの外部環境の変化を踏まえ、内部統制機能を発揮し、業務運営の継続性や効率性について不断の見直しを行うなど、しなやかで強靱な病院運営を行うことで、第3期中期目標に掲げる取組を着実に実行するとともに、診療報酬改定等の環境の変化に対応し、着実な収益性の向上、持続可能な経営の確保に取り組む。</p>
<p>第1 中期目標の期間</p>	<p>目標の期間は、2019（平成31年）年4月1日～2023（平成35年）年3月31日の4年間とする。</p>

<p>第2 京都市立病院機構が果たす役割に関する事項</p>	<p>1 市立病院が担う役割</p> <p>政策医療の拠点として、また、高度な急性期医療を提供する地域の中核病院としての役割を適切に担い、地域における他の医療施設等との役割分担及び連携・協力体制の構築を図ること。</p> <p>2 京北病院が担う役割</p> <p>京北地域における唯一の病院として、診療体制の確保に努め、救急医療をはじめ、回復期や慢性期、在宅医療までを含めた地域に根差した医療提供を行うこと。</p> <p>また、法人の一体的運営の下、地域包括ケアの拠点として地域の住民の健康を支えていくこと。</p> <p>3 地域の医療・保健・福祉との連携の推進</p> <p>(1) 市立病院は、地域のかかりつけ医に対し、適切に情報を提供することにより、信頼感を高め、地域のかかりつけ医からの紹介患者を中心とした診療体制を推進すること。</p> <p>回復期や慢性期となった患者については、かかりつけ医等への逆紹介、地域連携クリティカルパスの適用拡大、転院及び退院の調整、在宅復帰への支援等を積極的に行い、患者を中心とした地域包括ケアシステムの円滑な運用に貢献すること。</p> <p>(2) 京北病院は、地域のニーズを的確に把握し、入院、在宅、介護サービスまで幅広く提供することができる病院としての役割を果たすとともに、地域における医療・保健・福祉サービスのネットワークの構築に寄与すること。</p>
--------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>第3 市民に対して提供するサービスに関する事項</p>	<p>1 市立病院が提供するサービス</p> <p>(1) 感染症医療 感染症指定医療機関として先導的かつ中核的な役割を果たすこと。</p> <p>(2) 大規模災害・事故対策 地域災害拠点病院として、大規模な災害や事故の発生に備え、必要な人的・物的資源を整備し、役割を果たすこと。</p> <p>(3) 救急医療 関係医療機関等との役割分担及び連携を踏まえ、入院医療を必要とする重症患者を中心に、より積極的に救急搬送を受け入れ、救急搬送応需率を向上させること。</p> <p>(4) 周産期医療 周産期医療2次病院として、ハイリスク分娩、母体搬送及び新生児搬送の受入れに対応するため、NICU（新生児集中治療室）等の適切な運用を図ること。</p> <p>(5) 高度専門医療</p> <p>ア 地域医療連携の推進 地域のかかりつけ医等との適切な役割分担の下、高度な急性期医療を担うこと。 また、超高齢社会の到来や生活習慣病の増加などによる疾病構造の変化等を踏まえ、合併症等の総合的な診療が必要な患者への対応など、地域の医療機関を積極的に支援することにより、「地域医療支援病院」として地域の医療水準の向上に寄与すること。</p> <p>イ がん医療の充実 がん診療連携拠点病院等との連携を基に、がん患者の遺伝子情報を調べて治療に生かすがんゲノム医療や外科的手術・放射線治療・化学療法等を組み合わせた集学的治療、成人・小児血液がんに対する造血幹細胞移植、輸血療法、緩和ケアの充実など、幅広いがん治療の提供体制を確保すること。 「周術期統括部」の機能を十分に発揮し、がん診療の充実と質の向上を目指すこと。 がんと診断された時からの緩和ケアや、患者及びその家族に対する相談支援を積極的に行うこと。</p>
--------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(6) 健康長寿のまちづくりへの貢献

ア 地域包括ケアの推進

地域ケア会議や出前講座等の機会を通じて、地域の関係機関との連携を強化するとともに、地域包括ケアにおける在宅医療の推進に向けて、積極的に支援を行うこと。

イ 認知症対応力の向上

高齢化に伴う認知症の増加に対応するため、全職員が認知症対応力を向上させるとともに、地域と連携して社会的要請に応えていけるよう取組を進めること。

2 京北病院が提供するサービス

(1) 市立病院と京北病院の一体運営

市立病院との人事交流の推進により、診療体制を強固なものとすること。

(2) 地域包括ケアの推進

ア 京北地域における地域包括ケアの拠点として、地域包括支援センターその他の関係機関との密な連携を基に、急性期から慢性期までの入院診療や外来診療、訪問診療等の医療を提供するとともに、地元ニーズと現状を常に的確に把握し、必要に応じて運営状況を見直し、地域の実情に寄り添った医療の提供を行うこと。

イ 総合診療専門医の確保及び育成を目指すこと。

ウ できる限り住み慣れた地域や住まいで自立した生活が送れるよう支援していく施設介護サービス及び居宅介護サービスを提供すること。

(3) 救急医療

京北地域における唯一の救急告示病院として、救急医療を提供する役割を的確に果たすこと。

<p>第4 市民に対する安全・安心で質の高い医療を提供するための取組に関する事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 チーム医療，多職種連携の推進 必要な医療専門職の確保，各医療専門職の専門性を発揮し，迅速かつ高度なチーム医療の推進 2 安全・安心な医療の提供に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 医療安全に係る組織やマニュアルの見直し，職員に対する効果的な教育の実施による医療安全体制の強化 (2) 問題症例の検討や院内事故調査委員会の機能強化，事故再発防止の取組 3 医療の質，サービスの質の向上に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 医療の質の向上に関すること。 (2) 患者サービスの向上に関すること。 4 適切な患者負担の設定 誰もが公平な負担で，必要かつ十分な医療を受けることができるよう，適切な料金を定めること。
----------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>第5 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 迅速性・柔軟性・効率性の高い運営管理体制の充実 <ol style="list-style-type: none"> (1) 迅速かつ的確な組織運営 (2) 情報通信技術（ICT）の活用 2 優秀な人材の確保・育成に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 医療専門職の確保 (2) 人材育成・人事評価 (3) 職員満足度の向上 (4) 働き方改革への対応 生産性の向上や意欲・能力を存分に発揮できる環境の整備に努めること。 3 給与制度の構築 職員の人事評価や法人の業務実績等に応じた給与制度の構築，社会情勢に適合した職員給与 4 コンプライアンスの確保 研修の実施等による職員のコンプライアンスに対する意識の向上，情報公開の徹底，法人内外からのチェックなどによるコンプライアンスの確保 5 個人情報の保護 個人情報保護の重要性を認識させ，その管理を徹底させること。 6 戦略的な広報と分かりやすい情報の提供 <ol style="list-style-type: none"> (1) 医療サービス，運営状況について市民理解を深める，戦略的な広報の実施 (2) 医療の質や経営に関する指標について正確で分かりやすい情報の提供 7 外国人対応の充実 「訪日外国人旅行者受入可能な医療機関」への選定など，外国人受診者への対応を充実・強化し，受入体制を充実すること。 8 2025年を見据えた病床機能の再構築への対応 団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年に向けて，京都府地域包括ケア構想により定められた医療提供体制の将来の目指すべき姿を考慮し，機構としてのあるべき姿を早急に検討すること。
------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>第6 財務内容の改善に関する事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 経営機能の強化 診療報酬の改定や医療環境の変化に対し、的確かつ迅速に対応できる体制を構築すること。 2 収益的収支の向上 <ol style="list-style-type: none"> (1) 病床利用率の向上や適正な診療収入など収益の確保、未収金の発生防止に努めるとともに、人件費比率の目標管理、診療材料等調達コストの縮減など、費用の効率化を図ること。 (2) 適切な運営費交付金を中期計画に計上し、病院事業全体として効率的経営、収益的収支の向上による自立した運営を図ること。 3 経営改善の実施 計画的な資金管理及び調達を行うとともに、安定した病院運営を確保するため、長期的な視点で、収益力向上や経費削減、資産の有効活用などの経営改善を着実に実施すること。
<p>第7 その他業務運営に関する重要事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 市立病院整備運営事業におけるPFI手法の活用 <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業を受託した株式会社SPC京都の総合的なマネジメントを活用して効率的な病院運営を推進し、患者サービスの向上を図ること。 (2) 長期包括的に委託した事業形態を、常に変化し続ける医療環境や医療ニーズに適合するように協議検討し、安定した病院経営を目指すこと。 2 関係機関との連携 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保健福祉行政の実施への協力 (2) 健康危機事案、地域保健の推進、救急搬送を担う京都市等の公的機関との連携 (3) 医療専門職の養成機関による教育に対する積極的な協力。また、質の高い看護職員の育成に向けて、市内看護系大学との連携の推進 3 地球環境に配慮した持続可能な発展への貢献 地球温暖化防止のための必要な措置、地球温暖化対策への協力

地方独立行政法人京都市立病院機構中期目標（案）

前文

1 第2期中期目標期間の総括

- (1) 京都市立病院（以下「市立病院」という。）及び京都市立京北病院（以下「京北病院」という。）は、平成23年4月に地方独立行政法人化され、医師・看護師等の人材確保や高度な医療の提供に必要とされる設備・機器の導入等を積極的に行うなど、人事や財務運営の面において迅速性・柔軟性・効率性を高め、独法化の効果をいかすことで、市民のいのちと健康を守る自治体病院としての使命を果たせるよう取り組んできた。
- (2) 第2期中期目標期間において、市立病院では、第1期中期目標期間中に整備された組織基盤と医療機能を活用し、手術支援ロボット「ダヴィンチ」を用いた腹腔鏡下胃切除術の先進医療認定、ゴールドenウィークや年末年始等の長期休暇期間の一部開院（外来化学療法、放射線治療等）や診療時間の拡大など、より多くの患者ニーズに応える取組を進めた。さらに、手術前から手術後までの周術期の医療の質向上を図るため、「周術期統括部」を設置し、患者の状態に応じて多職種で連携する切れ目のない医療に取り組んでいる。
- (3) 京北病院では、在宅療養支援病院の施設認定取得や地域包括ケア病床の開設、市立病院医師派遣による皮膚科等の専門診療科の開設、積極的な訪問診療・訪問看護の提供など、地域の患者のニーズに応える取組を進めた。
- (4) 法人の一体的運営の推進に向けては、総合情報システムの更新による市立病院と京北病院の情報ネットワークの一体化や両病院を結ぶ患者送迎便の運行、両病院間での人事異動などに取り組んだ。

2 京都府における医療を取り巻く情勢

京都府では、団塊の世代が後期高齢者となり超高齢社会を迎える2025年（平成37年）における、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するため、地域医療構想を含めた京都府地域包括ケア構想（地域医療ビジョン）が策定され、構想区域ごとにおける居宅・介護施設等で提供される医療の必要量の推計値や病院・診療所の医療需要に対する提供体制の目標値、地域包括ケアシステムの推進などの主な取組が示されている。

3 第3期中期目標策定の方針

- (1) 地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「機構」という。）の理念の下、第1期及び第2期中期目標期間中に積み重ねた成果をいかし、市民のいのちと健康を支える最後の砦となる自治体病院として、必要な医療が提供されるよう、第3期中期目標を定める。

（京都市立病院機構理念）

京都市立病院機構は

- 市民のいのちと健康を守ります
- 患者中心の最適な医療を提供します
- 地域と一体となって健康長寿のまちづくりに貢献します

- (2) 市立病院においては、救急医療、感染症医療、災害対策等の政策医療をはじめ、地方独立行政法人化以後整備し、充実した医療機能を活用し、地域の中核となる基幹的医療機関としての役割を果たすとともに、急性期治療から在宅医療につなげるために、在宅医療等を担う地域の医療機関等との連携を強化する。
- (3) 京北病院においては、市立病院との一体的運営の下に、在宅医療機能を発揮するなど、引き続き、地域に根差した医療機関としての役割を果たすとともに、京北病院の機能強化の検討を行う。
- (4) 機構においては、医療を取り巻く情勢などの外部環境の変化を踏まえ、内部統制機能を発揮し、業務運営の継続性や効率性について不断の見直しを行うなど、しなやかで強靱な病院運営を行うことで、第3期中期目標に掲げる取組を着実に実行するとともに、診療報酬改定等の環境の変化に対応し、着実な収益性の向上、持続可能な経営の確保に取り組む。

第1 中期目標の期間

目標の期間は、2019（平成31年）年4月1日～2023（平成35年）年3月31日の4年間とする。

第2 京都市立病院機構が果たす役割に関する事項

1 市立病院が担う役割

政策医療の拠点として、また、高度な急性期医療を提供する地域の中核病院としての役割を適切に担い、地域における他の医療施設等との役割分担及び連携・協力体制の構築を図ること。

2 京北病院が担う役割

京北地域における唯一の病院として、診療体制の確保に努め、救急医療をはじめ、回復期や慢性期、在宅医療までを含めた地域に根差した医療提供を行うこと。

また、法人の一体的運営の下、地域包括ケアの拠点として地域の住民の健康を支えていくこと。

3 地域の医療・保健・福祉との連携の推進

- (1) 市立病院は、地域のかかりつけ医に対し、適切に情報を提供することにより、信頼感を高め、地域のかかりつけ医からの紹介患者を中心とした診療体制を推進すること。

回復期や慢性期となった患者については、かかりつけ医等への逆紹介、地域連携クリティカルパスの適用拡大、転院及び退院の調整、在宅復帰への支援等を積極的に行い、患者を中心とした地域包括ケアシステムの円滑な運用に貢献すること。

- (2) 京北病院は、地域のニーズを的確に把握し、入院、在宅、介護サービスまで幅広く提供することができる病院としての役割を果たすとともに、地域における医療・保健・福祉サービスのネットワークの構築に寄与すること。

第3 市民に対して提供するサービスに関する事項

1 市立病院が提供するサービス

(1) 感染症医療【政策医療】

既存の感染症のみならず、新たな感染症についても、感染症指定医療機関として先導的かつ中核的な役割を果たすこと。

(2) 大規模災害・事故対策【政策医療】

地域災害拠点病院として、大規模な災害や事故の発生に備え、必要な人的・物的資源を整備し、役割を果たすこと。

また、整備した救急・災害医療支援センターの機能を活用し、消防局等の救急・防災に関する機関との連携を強化すること。

(3) 救急医療【政策医療】

ア 関係医療機関等との役割分担及び連携を踏まえ、入院医療を必要とする重症患者を中心に、より積極的に救急搬送を受け入れ、救急搬送応需率を向上させること。

イ 小児救急医療については、初期救急医療を担う京都市急病診療所や二次救急医療を担う他の病院群輪番制病院との適切な役割分担の下、入院を必要とする小児を積極的に受け入れること。

(4) 周産期医療【政策医療】

周産期医療2次病院として、ハイリスク分娩、母体搬送及び新生児搬送の受入れに対応するため、NICU（新生児集中治療室）等の適切な運用を図ること。

(5) 高度専門医療

ア 地域医療連携の推進

地域のかかりつけ医等との適切な役割分担の下、高度な急性期医療を担うこと。

また、超高齢社会の到来や生活習慣病の増加などによる疾病構造の変化等を踏まえ、合併症等の総合的な診療が必要な患者への対応など、地域の医療機関を積極的に支援することにより、「地域医療支援病院」として地域の医療水準の向上に寄与すること。

イ がん医療の充実

がん診療連携拠点病院等との連携を基に、がん患者の遺伝子情報を調べて治療に生かすがんゲノム医療や外科的手術・放射線治療・化学療法等を組み合わせた集学的治療、成人・小児血液がんに対する造血幹細胞移植、輸血療法、緩和ケアの充実など、幅広いがん治療の提供体制を確保すること。

「周術期統括部」の機能を十分に発揮し、がん診療の充実と質の向上を目指すこと。

がんと診断された時からの緩和ケアや、患者及びその家族に対する相談支援を積極的に行うこと。

また、がんの予防や早期発見に向けて、京都市のがん予防の取組に積極的に協力すること。

ウ 生活習慣病への対応

(ア) 心臓・血管病センター及び脳卒中センターの機能発揮

心臓、脳、腎臓など、血管病変が主な原因となる疾患に関連する診療科が、生活習慣病の予防から診断、治療まで有機的に連携し、対応すること。

(イ) 糖尿病治療

食事・運動療法、薬物療法により、網膜、腎臓等の合併症を予防し、生活の質を低下させないための糖尿病治療に取り組むこと。

エ 適切なリハビリテーションの実施

可能な限り早期から急性期リハビリテーションを開始することで、患者の回復の促進や合併症の予防を図り、早期の回復期リハビリテーションへの引継ぎや社会復帰に努めること。

(6) 健康長寿のまちづくりへの貢献

ア 地域包括ケアの推進

地域ケア会議や出前講座等の機会を通じて、地域の関係機関との連携を強化するとともに、地域包括ケアにおける在宅医療の推進に向けて、積極的に支援を行うこと。

イ 認知症対応力の向上

高齢化に伴う認知症の増加に対応するため、全職員が認知症対応力を向上させるとともに、地域と連携して社会的要請に応じていけるよう取組を進めること。

ウ 健診センター事業として人間ドック及び特定保健指導を積極的に行うこと。

エ 健康教室の開催、患者会の支援等による市民への啓発の取組を進めること。

2 京北病院が提供するサービス

(1) 市立病院と京北病院の一体運営

市立病院との人事交流を推進することにより、診療体制を強固なものとし、また、双方の病院の長所を取り入れ、より良い患者サービスの提供に努めること。

(2) 地域包括ケアの推進

ア 京北地域における地域包括ケアの拠点として、地域包括支援センターその他の関係機関との密な連携を基に、急性期から慢性期までの入院診療や外来診療、訪問診療、通所リハビリテーション、診療所等の医療を提供するとともに、地元ニーズと現状を常に的確に把握し、必要に応じて運営状況を見直し、地域の実情に寄り添った医療の提供を行うこと。【へき地医療 政策医療】

イ 総合診療専門医の確保及び育成を目指すこと。

ウ できる限り住み慣れた地域や住まいで自立した生活が送れるよう支援していく施設介護サービス及び居宅介護サービスを提供すること。

(3) 救急医療【政策医療】

京北地域における唯一の救急告示病院として、救急医療を提供する役割を的確に果たすこと。また、高度な医療を要する患者については、市立病院をはじめとする急性期医療機関と連携すること。

- 第4 市民に対する安全・安心で質の高い医療を提供するための取組に関する事項
- 1 チーム医療，多職種連携の推進
必要な医療専門職を確保するとともに，各医療専門職が最大限の専門性を発揮し，迅速かつ高度なチーム医療を推進すること。
 - 2 安全・安心な医療の提供に関する事項
 - (1) 医療安全に係る組織やマニュアルを不断に見直し，職員に対して効果的な教育を実施することにより医療安全体制を強化すること。
 - (2) 問題症例の検討や院内事故調査委員会の機能強化を図り，事故の再発防止に取り組むこと。
 - 3 医療の質，サービスの質の向上に関する事項
 - (1) 医療の質の向上に関すること
 - ア 評価指標の活用や第三者機関の評価を受けることにより，医療の質の向上に努めること。
 - イ 高度かつ標準的な医療を提供することができるよう，医療専門職の知識・技術の向上を図り，必要となる機器及び設備の計画的な充実に努めること。
 - (2) 患者サービスの向上に関すること
 - ア 患者満足度を客観的に把握したうえで，病院内外における継続的な改善策を講じ，患者サービスの一層の向上を図ること。
 - イ 市民ボランティアと職員の協働の積極的な推進や市民モニターの活用を通じて，市民目線でのサービスの向上に努めること。
 - 4 適切な患者負担の設定
誰もが公平な負担で，必要かつ十分な医療を受けることができるよう，適切な料金を定めること。
- 第5 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 1 迅速性・柔軟性・効率性の高い運営管理体制の充実
 - (1) 迅速かつ的確な組織運営
地方独立行政法人の利点をいかして，理事長のリーダーシップによる迅速な意思決定と組織的な業務運営を図ること。

(2) 情報通信技術（ICT）の活用

電子カルテや医事会計システム等を含めた総合情報システムをはじめ、情報通信技術（ICT）の積極的な活用により、効率的かつ効果的な運用に努めること。

2 優秀な人材の確保・育成に関する事項

(1) 医療専門職の確保

医療機能を十分に発揮できるよう、必要な医療従事者を確保すること。

(2) 人材育成・人事評価

ア 人材育成

医療、介護等に関する倫理観と専門知識・技術を持った職員の計画的な育成に努めること。

イ 人事評価

職員の意欲及び主体性の向上並びに組織の更なる活性化のため、職員の能力、勤務実績を適正に評価する人事評価システムの適切な運用を図ること。

(3) 職員満足度の向上

職員のワークライフバランスを確保するとともに、職員が誇りや働きがいを持って職責を果たすことができるよう、職員の働きやすい環境を整備すること。

(4) 働き方改革への対応

生産性の向上や意欲・能力を存分に発揮できる環境の整備に努めること。

3 給与制度の構築

職員の人事評価や法人の業務実績等に応じた給与制度を構築するとともに、職員給与は、常に社会情勢に適合したものとすること。

4 コンプライアンスの確保

研修の実施等により職員のコンプライアンスに対する意識を向上させるとともに、情報公開の徹底や、法人内外からのチェックなどによりコンプライアンスの確保を図ること。

5 個人情報の保護

職員に個人情報を保護することの重要性を認識させ、その管理を徹底させること。

6 戦略的な広報と分かりやすい情報の提供

- (1) 医療サービスや法人の運営状況について市民の理解を深められるよう、目的や対象に応じた適切な内容や媒体による戦略的な広報を行うこと。
- (2) 医療の質や経営に関する指標について、正確で分かりやすい情報を提供すること。

7 外国人対応の充実

「訪日外国人旅行者受入可能な医療機関」への選定など、外国人受診者への対応を充実・強化し、受入体制を充実すること。

8 2025年を見据えた病床機能の再構築への対応

団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年に向けて、京都府地域包括ケア構想により定められた医療提供体制の将来の目指すべき姿を考慮し、機構としてのあるべき姿を早急に検討すること。

第6 財務内容の改善に関する事項

1 経営機能の強化

診療報酬の改定や医療環境の変化に対し、的確かつ迅速に対応できる体制を構築すること。

2 収益的収支の向上

- (1) 病床利用率の向上や適正な診療収入の確保、未収金の発生防止に努め、収益確保を図ること。また、人件費比率の目標管理、診療材料等の調達コストの縮減、後発医薬品の使用促進など費用の効率化を図ること。
- (2) 自治体病院として担うべき政策医療の分野において、十分な努力を行ってもなお診療収入をもって充てることができない経費は、一般会計からの運営費交付金として市民の負担により賄われていることを十分認識したうえで、適切な運営費交付金を中期計画に計上するとともに、病院事業全体として効率的経営、収益的収支の向上に努め、自立した運営を図ること。

3 経営改善の実施

計画的な資金管理及び調達を行うとともに、安定した病院運営を確保するため、長期的な視点で、収益力向上や経費削減、資産の有効活用などの経営改善を着実に実施すること。

第7 その他業務運営に関する重要事項

1 市立病院整備運営事業におけるPFI手法の活用

- (1) 事業を受託した株式会社SPC京都の総合的なマネジメントを活用して効率的な病院運営を推進し、患者サービスの向上を図ること。
- (2) 長期包括的に委託した事業形態を、常に変化し続ける医療環境や医療ニーズに適合するように協議検討し、安定した病院経営を目指すこと。

2 関係機関との連携

- (1) 市立病院北側に建設が予定されている3施設一体化整備（京都市地域リハビリテーション推進センター、京都市こころの健康増進センター、京都市児童福祉センター）など施策関連施設との連携等、本市保健福祉行政の実施に協力すること。
- (2) 健康危機事案、地域保健の推進、救急搬送を担う京都市等の公的機関との連携を図ること。
- (3) 医療専門職の養成機関による教育に積極的に協力すること。また、より質の高い看護職員の育成に向けて、市内看護系大学との連携を更に進めること。

3 地球環境に配慮した持続可能な発展への貢献

- (1) 地球温暖化防止のために必要な措置を講じるとともに、他の者が実施する地球温暖化対策に協力すること。

(参考) 用語集

あ

運営費交付金

設立団体（地方公共団体）が地方独立行政法人に対し，業務運営の財源として交付する交付金です。原則として，次の経費に限って交付されます。

- ① その性質上，当該地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
- ② 当該地方独立行政法人の性質上，能率的な経営を行ってもなお，その事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが，客観的に困難であると認められる経費

ICT（情報通信技術）

情報技術（IT）に「通信」を含むもので，今日では，各種情報の収集・加工・通信・保管・共有などに不可欠な存在であるとされています。

SPC（特定目的会社）

民間事業者の出資によって設立される事業目的を特定した会社です。市立病院整備運営事業では，事業者が本事業を実施するために設立した会社のことであり，京都市は，そのSPCと本事業に係る長期の事業契約を締結し，京都市立病院機構設立に伴い同法人に事業承継しています。

か

介護老人保健施設

介護が必要な高齢者を支援するための介護保険が適用される入所施設です。病状が安定し，治療や入院の必要はないが，リハビリを含む看護や介護などのケアが必要な方が要介護認定を受けられた後，利用されます。

化学療法

抗がん剤による治療のこと。最近は通院で実施されるケースが増えています。

感染症指定医療機関

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染症患者の入院を担当する医療機関として都道府県知事等が指定した病院です。

がんゲノム医療

ゲノム医療とは、個人のゲノム情報をはじめとした、様々な網羅的な分子情報をまとめた情報を基に、患者の体質や病状に適した治療を行う医療です。

緩和ケア

苦痛をやわらげることを目的に行われる医療的ケア。WHO(世界保健機構)は、「生命を脅かす疾患による問題に直面している患者とその家族に対して、疾患の早期より痛み、身体的問題、心理社会的問題、スピリチュアルな（霊的な、魂の）問題に関してきちんとした評価を行い、それが障害とならないように予防したり対処したりすることで、クオリティ・オブ・ライフ（QOL）を改善するためのアプローチ」と定義しています。

救急告示病院

厚生労働省の「救急病院等を定める省令」に基づいて都道府県知事が指定した医療機関。救急医療の知識や経験を持つ医師が常時診療している、レントゲンなど救急医療に必要な設備を持つなどの要件があり、3年ごとに認定を更新する必要があります。

救急・災害医療支援センター

大規模災害時における災害医療派遣チーム（DMAT）の支援活動に対応するため、隊員用待機場所及びDMAT用備蓄倉庫として、平成27年3月に市立病院敷地内に整備しました。平成27年12月には、電気自動車を利用した非常用電源供給システムを構築しました。また、災害医療・救急医療の人材を育成する研修施設としての機能も備えています。

急性期

病状の経過が急速かつ短期で、症状が顕著に現れている時期のことです。

京都府地域包括ケア構想（地域医療ビジョン）

2025年（平成37年）に団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる「超高齢社会」を迎えることに備えて、京都府が策定したものです。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを推進することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を図ります。

京都市急病診療所

休日や年末年始等における急病患者の医療を確保するため、市内2箇所（京都市急病診療所、京都市休日急病歯科中央診療所）の急病診療所で診療を行っています。

健康長寿のまちづくり

京都市では、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を「京都市民長寿すこやかプラン」として一体的に策定・推進しています。

第7期京都市民長寿すこやかプラン（平成30年度～32年度）では、高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域で、互いに支え合い、いきいきと健やかに暮らせる「健康長寿のまち・京都」をみんなでつくることを理念としています。

なお、京都市立病院機構では高齢者のみならず、市民の健康を守る様々な取組を行っています。

高度急性期医療

病院の医療機能のうち、急性期の患者に対して、状態の早期安定化に向けて診療密度が特に高い医療を提供するものをいいます。

コンプライアンス

一般的には「法令遵守」と訳されます。関係法令や病院内のルールに従い、これを守ることはもとより、法令等の目的や趣旨に立ち返り、点検と確認を行い、病院内のルールに不備や無駄があれば、速やかに改善することです。

さ

在宅療養支援病院

患者が住み慣れた地域で安心して療養生活を送れるよう、24時間往診が可能な体制、また訪問看護ステーションとの連携により24時間訪問看護の提供が可能な体制を確保することで、本人やその家族の求めに応じた医療・看護の提供を行う在宅医療の中心となる病院のことです。

市民モニター

市民の皆さんによる病院の施設見学などを通じて、病院の業務運営に対する意見や提案をいただき、それを今後の病院運営に反映させていく仕組みです。

周産期医療

「周産期」とは、妊娠22週から生後満7日未満までの期間をいい、合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性があります。周産期を含めた前後の期間における医療は、突発的な緊急事態に備えて産科・小児科双方からの一貫した総合的な体制が必要であることから、都道府県を単位に周産期医療体制が整備されています。

周術期統括部

手術を実施する手術センター、手術における麻酔管理を行う麻酔科、がん治療等における様々な痛みをコントロールする疼痛管理科、ICU（集中治療室）において重篤な患者さんの治療を行う集中治療科を置き、周術期（手術前・手術中・手術後まで）の医療の質向上を図ります。

手術支援ロボット「ダヴィンチ」（医療ロボット）

アメリカで開発された内視鏡手術支援ロボットです。医師の代わりに手術を自動で行うものではなく、医師がロボットを遠隔操作して手術を行います。

「ダヴィンチ」を用いた手術は、鏡視下手術と同様に患者の体に小さな穴を開けて行う、傷口が小さい低侵襲の手術です。この術式は出血量を抑え、術後の疼痛を軽減し、回復が早いなど、様々なメリットがあります。

手術を担当する医師はサージョンコンソールと呼ばれる機械に座り、患者に触れずに遠隔操作によって手術を行います。術者は、高精度の映像で細部まで確認でき、手振れの防止や実際の手では困難な動きも可能になり、より精度の高い手術を行うことができます。

初期（一次）救急医療

主に、自ら来院する軽度の救急患者に対して夜間及び休日における外来診療を行うことです。

心臓・血管病センター

生活習慣病を基礎とした、心臓、末梢血管等の血管病変に対し、集学的治療を行うため、各診療科の枠を超えて高度なチーム医療を提供しています。

人件費比率

職員の人件費が医業収益に対してどの程度の割合に達しているかを示す指標で、「職員給与費÷医業収益×100」で表されます。

政策医療

公共上の見地から必要であるが、通常の医業収入だけでは採算性を確保されていないとみなされているため、民間では必ずしも実施されないおそれがある医療のこと。救急医療、災害医療、感染症医療等があります。

造血幹細胞移植

正常な血液を造ることが困難となる疾患（白血病、再生不良性貧血など）の患者に対して、提供者（ドナー）の造血幹細胞を移植して正常な血液を造ることができるようにする治療です。

総合情報システム

病院情報システムのうち、共通システム（電子カルテシステム、オーダーリング、看護支援、医事会計システム等）を統合したもの。

総合診療専門医

日常的に頻度の高い幅広い領域の疾病や傷害について、適切な初期対応と必要に応じた継続医療を全人的に提供する総合診療の専門医のことです。

た

地域医療支援病院

地域の医療機関や医療従事者をサポートし、地域医療の要となる医療機関。紹介患者さんの受け入れ、地域の医療従事者の研修の支援、救急医療の提供などが求められています。都道府県知事の承認が必要です。

地域医療連携

地域の医療機関がそれぞれの特色、地域の医療の状況に応じて医療の機能分担や専門化を進め、診療所と病院、病院と病院など各医療機関が連携して、患者さんに最適な医療を提供すること。国の医療政策の重要な課題とされています。

地域がん診療連携拠点病院

どの地域でも質の高いがん医療が受けられるよう厚生労働大臣が指定した病院です。我が国に多いがん（肺がん、胃がんなど）の早期診断・治療の提供、地域の医療機関からの紹介患者の受入れ及び緩和医療の提供、地域の医療従事者に対する教育・研修の実施などの機能が求められます。

地域災害拠点病院

災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する病院のことです。各都道府県の二次医療圏ごとに原則1箇所以上整備されます。耐震構造、多数患者に対応するスペース、ヘリコプター発着スペースなどの要件があります。

地域周産期母子医療センター(周産期医療二次病院)

総合周産期母子医療センターと連携して、母体や新生児の搬送を受け入れ、比較的高度な医療行為を行う施設です。

地域包括ケア（システム）

要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるためのシステムで、従来の「病院完結型」から、地域全体で、治し、支える「地域完結型」を目指します。

地域包括ケア病床

病気やけがの入院治療後、病状が安定したものの自宅や施設に戻ることに不安がある患者に対して、在宅復帰を目的にリハビリや退院支援などを行い、安心して退院できるよう支援等を行う「在宅復帰支援のための病床」です。

地域連携クリティカルパス

クリティカルパスとは、良質な医療を効率的、かつ安全、適正に提供するための手段として開発された診療計画表のことをいいます。脳卒中や大腿骨頸部骨折では急性期病院から回復期病院を経て早期に自宅に帰れるような診療計画を作成し、治療を受ける全ての医療機関で共有して使用しています。診療にあたる複数の医療機関が、役割分担を含め、あらかじめ診療内容を患者に提示・説明することにより、患者が安心して医療を受けることができます。

地方独立行政法人

地方公共団体が地方独立行政法人法に基づいて設立し、事務事業を行わせる個別の独立した法人です。

地方独立行政法人の運営については、設立団体の長（市長）が議会の議決を得て中期目標を設定し、法人が中期計画を定めて市長の認可を得て事業を行います。また、事業年度ごとなどで設立団体の長が評価を行うほか、議会へ報告が行われます。

中期目標・中期計画

中期目標とは、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標であり、市長があらかじめ評価委員会の意見を聴くとともに、市会の議決を得て定め、法人に指示するものです。

これに対し、中期計画は、地方独立行政法人が、市長から指示された中期目標を達成するための具体的計画として定める計画です。法人は、自ら定めた計画に従い、自主性・自律性をもって業務を実施します。

公営企業型の地方独立行政法人の中期計画には、市長の認可が必要です。市長は、評価委員会の意見を聴いたうえで、市会の議決を得て認可します。

特定保健指導

特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、生活習慣を見直すサポートを行うもので、健康保険組合等に実施が義務付けられているものをいいます。

な

二次救急医療

事故や急病に対して、緊急に対応する救急医療は、一次（初期）、二次、三次の三つの体制に分かれています。二次救急とは、入院を必要とする程度の症状に対応する救急で、入院施設を備えた病院等で対応が行われます。

脳卒中センター

脳卒中は単一疾患としては最も患者数の多い疾患ですが、その原因は生活習慣に起因することが多く、予防を含めた総合的な治療と管理が必要となります。そのため、関連する診療科が有機的に連携して総合的な診療体制を構築しています。

は

働き方改革

働く人の視点に立ち、企業文化、ライフスタイル、働き方を抜本的に変革させようとするものです。働き方改革実現のため、首相や働き方改革担当大臣などで構成された働き方改革実現会議を通して、働き方改革実行計画が策定されました。

働き方改革実行計画では、「働き方」は「暮らし方」そのものであり、働き方改革は、日本の企業文化、日本人のライフスタイル、日本の働くということに対する考え方そのものに手を付けていく改革であるとされています。

P F I

公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営等に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行う手法です。

病院群輪番制病院

京都市内を四つのブロックに分け、ブロックごとに休日・夜間における入院を必要とする救急患者の受入れを担当する病院を輪番で定め、必要な救急医療体制を確保する仕組みに参加している病院をいいます。

病床の機能分化

現在の医療提供体制は、入院については、病床の機能分化が十分ではなく、高度かつ緊急の治療が必要な患者と療養のみが必要な患者が混在するなどの問題が指摘されています。

このため、医療法改正や診療報酬の改定による病床区分（病院の役割分担）の明確化が進められています。

病床利用率

ベッドの利用の状況を見る指標で、「年延べ入院患者数÷年延べ病床数×100」で表されます。比率が高いほど、病院施設（病床）の利用状況が良くなります。

腹腔鏡下胃切除術

腹部を大きく切開することなく、数箇所小さな穴（5～10mm）を開けて、体内腹腔内に内視鏡カメラやメスを挿入し、カメラの画像をモニターで見ながら行う手術です。傷が小さくて済むことや、術後の痛みが少ないことから、患者の身体への負担が軽減できます。

へき地医療

交通条件及び自然的，経済的，社会的条件に恵まれない山間地，離島その他の地域のうち，医療の確保が困難である地域における医療をいいます。政策医療の一つとされています。

放射線治療

がん細胞に放射線を照射する治療法です。放射線治療は，がんを治すことを目的として単独で行われることもあります，薬物療法（抗がん剤治療）や手術などのほかの治療と併用して行われることもあります。

訪日外国人旅行者受入可能な医療機関

外国人が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう，観光庁及び厚生労働省が，24時間365日救急患者を受け入れ可能で，救急科，内科，外科，小児科を含む複数診療科を有し，少なくとも英語による診療が可能という条件を全て満たした医療機関という要件を定め，京都府が当該要件により選定したものです。

訪問看護

病気や障害を持った方が住み慣れた地域や家庭で，その人らしく療養生活を送れるように，看護師等が居宅を訪問して，主治医との連携などによって看護ケアを提供することで，自立への援助を行い，療養生活を支援するサービスをいいます。

母体搬送

赤ちゃんが妊婦のおなかの中にいる間に，容態の急変等に対応できる人員や設備の整った医療機関に妊婦を搬送することです。

ま

慢性期

急性期を脱して，症状が安定している時期。または症状・徴候は激しくないが，治療することが困難な状態が長期間にわたって持続する時期のことです。